

銀行代理業に関するご案内

銀行代理業者の商号、名称又は氏名

株式会社 横浜銀行

所属銀行の商号

株式会社 東日本銀行

銀行代理店の営業時間

平日 9：00～15：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

取扱業務の内容

(1) 預金または定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理または媒介

預金の種類：円貨預金（当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、
納税準備預金、定期預金、積立定期預金、定期積金）

※口座開設はお取り扱いできません

(2) 為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介

(3) 上記の(1)、(2)に従属する業務の代理、媒介

代理または媒介の別

代理または媒介の別は、お取引内容に応じて以下のとおりとなります

（「○」：お取り扱いする業務、「×」：お取り扱いしない業務）

お取引内容		代理	媒介
ご預金	ご入金(注1)	○	×
	お支払い（当座・普通・貯蓄・通知・納税準備預金）	○	×
	各種預金の解約（当座預金を除く）	○	×
	通帳記入・繰越（定期積金を除く）(注2)	○	×
	当座勘定入金通帳発行	○	×
	キャッシュカード発行・再発行（注3）	×	○
共通	残高証明書等発行	×	○
	総合振込・給与振込依頼書のお預かり	×	○

※「代理」とは、当店のオンライン処理によりお手続きするお取引をいいます。「媒介」とは、所属銀行に取次ぎのうえお手続きするお取引をいいます。

※「代理」と表示するお取引であっても、「媒介」としてお取り扱いさせていただく場合もあります。

※「媒介」の場合は、所属銀行へ書類等を取次ぐため、数日のお時間をいただきます。

※なお、お取引の内容、所属銀行におけるお客さまのお取引状況などにより、「代理」「媒介」のお取り扱いができない場合があります。

(注1)他店券(東日本銀行横浜支店・鎌倉支店・山手支店以外を支払場所とする手形・小切手など)での入金はお取り扱いできません。

ご入金は、当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金、定期積金が対象です（定期預金・積立定期預金は対象外です）。

(注2)通知預金、納税準備預金については、「媒介」でのお取り扱いとなります。

普通預金通帳、総合口座通帳については、東日本銀行のＡＴＭでもお繰越が可能です。

(注3)東日本Cash Card -Next to You-カード(キャッシュカードとクレジットカードが一枚になった一体型カード)の発行、および再発行につきましては、お取り扱いできません。

その他

当行は上記代理行為に関し、お客さまより交付された金銭等を受領する権限を、所属銀行より付与されております。